

令和7年度補正 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 事業の概要 (都道府県向け補助金)

1. 事業内容

畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援。

2. 事業実施主体

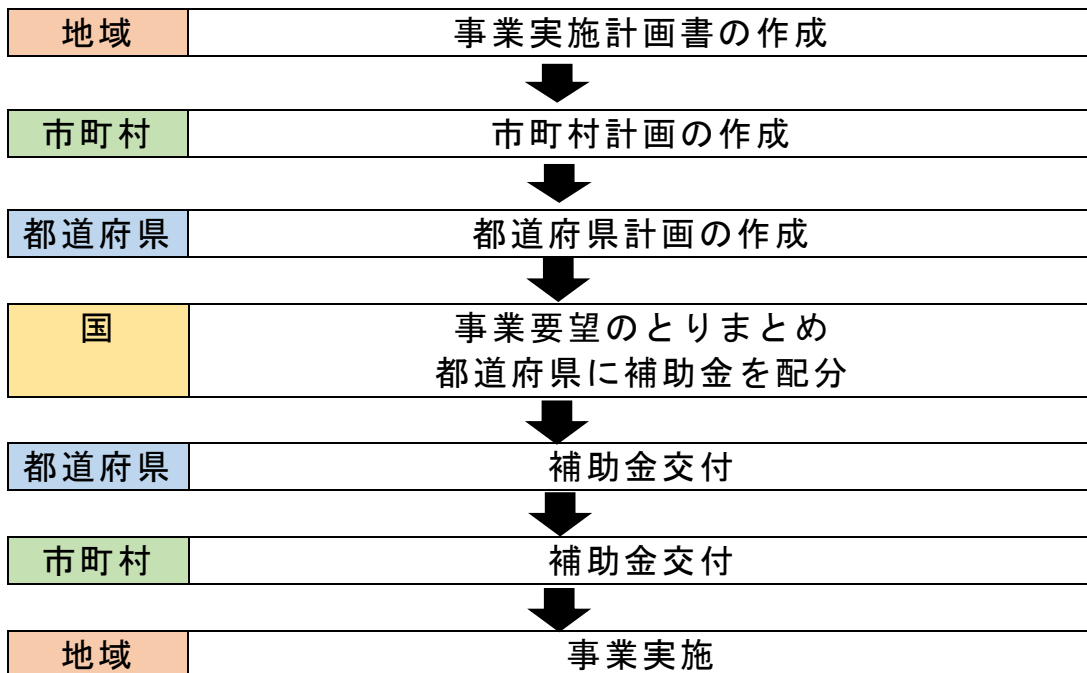
都道府県、市町村、農業者、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者等（事業メニューにより異なります。）

3. 事業メニュー

(別記2)かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業	p2	参照
(別記5)ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業	p5	参照
(別記6)種ばれいしょの新産地形成支援事業	p7	参照
(別記7)ばれいしょ産地拡大・持続化支援実証事業	p10	参照
(別記8)種ばれいしょの安定供給対策事業	p12	参照
(別記9)ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業	p14	参照
(別記10)豆類の安定生産等対策事業	p15	参照
(別記11)そば・なたねの安定生産安定供給対策事業	p18	参照
(別記12)なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業	p22	参照
(別記13)病害虫まん延防止対策事業	p23	参照
(別記14)新たな生産体系確立支援事業	p25	参照
(別記15)労働負担軽減対策事業	p28	参照
(別記16)環境配慮型生産体系確立支援事業	p31	参照
(別記21)畑作物の新規需要拡大事業	p32	参照
(別記22)持続的な流通体系確立支援事業	p34	参照
(別記24)かんしょ生産拡大対策整備事業	p35	参照
(別記26)ばれいしょ生産拡大体制整備事業	p36	参照

取組要件等については、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
交付等要綱及び実施要領にてご確認願います。

4. 事業実施の主な流れ



5. 都道府県の予算額の配分

施設整備事業とそれ以外の事業に分けて配分する。

施設整備以外の事業については、事業計画の成果目標（ポイント）に応じて配分対象となる事業内容を決定し、予算の範囲内で配分する。

(別記11) そば・なたねの安定生産・安定供給対策事業(※)

※(ア)及び(イ)の取組においては、事業実施年産のそば・なたねのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそば・なたねのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。

(ア) 安定生産技術の導入(補助率:10/10以内、定額、1/2以内)

① 支援内容

そば・なたねの安定生産を図るため、湿害対策等の新たな安定生産技術の導入に向けた次の取組を支援

- a 技術講習会・栽培実証
- b 湿害対策技術の導入
- c 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

② 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム(※)

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③ 対象作物

そば、なたね

④ 補助対象経費等(※)

- a 対象作物の湿害対策等の技術の導入に向けた実証及び当該技術で生産したそばの品質評価等に要する経費。(補助率:10/10以内、補助金の上限:300万円)
- b 新たに湿害対策を導入する面積(補助率:2,000円/10a(ただし、無材穿孔暗渠、有材補助暗渠、全層心土破碎に取り組む場合は3,000円/10a))
- c 新たに湿害対策を導入するために必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費(補助率:1/2以内、補助金の上限:1,000万円)

※a、b、cそれぞれで支援内容が重複する申請は不可。

⑤ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・事業実施地区における対象作物の10a当たりの収量を都府県の直近7中5平均以上とする(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。)
- ・事業実施地区における対象作物の10a当たりの収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。)

⑥ 留意事項

- ・ a及びbの取組を行う場合は、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・ 農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円。
- ・ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象。
- ・ 本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- ・ 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみ適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
- ・ 事業実施主体は、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討すること（導入に限る）。
- ・ 本事業で導入等する農業機械については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用する。

（イ）複数年契約取引（補助率：定額）

①支援内容

そば・なたねの安定供給を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】そば、なたね

【支援単価】1,000円/10a

【補助金額】補助金額＝A÷B×C

A:事業実施年産の補助対象となる契約取引数量

－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量

（kg、そばについては玄そば換算した出荷実績数量）

B:地域の対象作物の平均単収

（作物統計調査市町村別データの直近7中5）

C:支援単価

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ そばの複数年契約取引先を1者以上増加

- ・ そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加

⑤補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- ・ 事業実施年産を含む複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること
- ・ 実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む）、取引数量及び取引価格が定められていること
- ・ 事業実施主体と対象作物の生産者との間で出荷契約が締結されていること

（ウ）そばの新品種種子の安定生産（補助率：定額）

①支援内容

需要に応じたそばの新品種への転換に必要な種子の安定生産体制を構築するための取組を支援。

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）、その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】そば

【支援単価】10,000円/10a（ただし、新たに新品種種子の生産に取り組む場合は20,000円/10a）

【対象面積】事業実施年度に新品種種子の生産に取り組んだ面積

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ 事業対象となる新品種種子の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加
- ・ 事業対象となる新品種種子の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上
- ・ 事業対象となる新品種種子の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加
- ・ 事業対象となる新品種種子の種子更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上
- ・ 事業対象となる新品種種子生産の労働生産性を2.0%以上向上
- ・ そばの生産面積全体に占める新品種の生産面積の割合を1.0ポイント以上増加

⑤補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

種子生産者は、優良な種子の生産のために、都道府県等の関係機関から必要な審査、助言又は指導を受けるものとする。

II 畑作物加工・流通対策支援事業

(別記21) 畑作物の新規需要拡大事業 (補助率：定額、1/2以内)

①支援内容

産地と実需が連携した畑作物の新規需要拡大や病害虫抵抗性品種の普及拡大に資する需要拡大に必要な次の取組を支援

- a 対象作物及び対象作物を活用した製品に係るニーズ調査
- b 対象作物を活用した新商品の開発
- c 販路拡大のためのマッチング・PR

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム(※)

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

そば、なたね、ばれいしょ(ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種に限る)

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・連携先の実需における対象作物の使用量を2%以上増加
- ・連携先の実需における対象作物の使用割合を2ポイント以上増加
- ・対象作物を活用した新商品を1つ以上開発
- ・対象としたばれいしょ品種の作付面積を1.0ha以上増加
- ・対象としたばれいしょ品種の作付面積を2.0%以上増加

⑤補助対象経費等

- a 対象作物及び対象作物を活用した製品の新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費(一部の食品製造事業者等における商品のPRを目的としたものは対象としない。)(補助率：定額)
- b 対象作物を活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費(補助率：1/2以内)
- c 対象作物を活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費(補助率：1/2以内)

事業実施主体が実施要領第2の1の(1)から(4)まで又は及び(6)のいずれかであり、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大を目的に取組を実施する場合は、いずれの取組も定額とする。

補助金の上限は1,000万円(aの取組のみを実施する場合は、当該取組について500万円)とする

⑥留意事項

- ・ 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・ ばれいしょを対象とした取組を実施する場合は、ばれいしょの品種を指定するとともに、調達先産地を明らかにすることとし、同産地の農業者の関与を得て、同産地における当該ばれいしょ品種の5カ年の普及計画を作成すること。